

1000 円
以上！

最賃裁判ニュース

NO.24
2015 年
4月 22 日

神奈川労連 最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855 ブログ「最賃裁判ニュース」で検索

第 19 回裁判報告 次回 6 月 8 日（月）11：40～

裁判長が突然の交代！ 次回 6/8 期日で証人採用の判断

4月22日（水）10：30 から第19回裁判が開かれ、原告 14 名が参加し、傍聴支援者は 95 名で、84 席の傍聴席は満杯となりました。

裁判長が、石井氏から徳岡治裁判長に代わり、左右の陪席裁判官も変更で裁判官の編成が突然大きく変わる、異例の事態になりました。裁判の約 1 週間前の時点で弁護団は石井裁判長（新たに着任した左右の陪席裁判官も出席）と面談を行いました。ここでは交代の話は一切無く、石井裁判長の態度は、「最終準備書面を作成する機会は保障するが、現時点では証人を採用する必要性は乏しい」というものでした。弁護団・原告・支援者達は、「証人採用なし。裁判終結」という最悪の結果になった場合を想定し、重大な決意で裁判に臨みました。

徳岡裁判長は「裁判官の編成も変わったので慎重に判断をしたい。証人の採否の判断は次回期日に行いたい。被告：国からも意見があれば出すように。この裁判は長くなっており、最終書面の準備も行って欲しい」と述べました。

我々の主張を裏付ける証人の採用をなんとしても勝ち取るべく、次回 6 月 8 日に向けて「証人採用を求めるはがき」の取り組みと、裁判所前での宣伝行動を強化して行きます。ご支援よろしくお願いします！

解説：法廷での証人採用の意味 法廷で証人採用し、尋問を行うということは、原告側専門家の意見書や原告本人の訴え等の証拠について、逐一国が反論（反対尋問）せねばならず、こちら側の主張の価値について法廷でしっかり吟味されることになります。我々の裁判勝利に不可欠なプロセスです。

弁護団から証人採用の必要性を書面で強く主張（準備書面からの抜粋）

証人尋問及び原告本人尋問によって立証しようとする事項は「専ら法 9 条 3 項及びこれに基づく厚生労働大臣等の裁量についての法規等の解釈」に尽きないのであり、原告らは、我が国の最低賃金制度の歴史的沿革や諸外国との制度比較、最低生計費として求められる水準、労働者の現実の生活実態の事実を立証するものである。

これらの事実を踏まえて検討した場合、最低賃金の水準は依

然として生活保護の水準を時給にして数百円単位で下回るにもかかわらず、被告は、このような重大な乖離を看過して、神奈川県地域別最低賃金の決定を行っていることを立証するものである。

裁判後、原告・弁護団が先頭に立っての関内周辺のデモ行進



①小越洋之助証人(国学院大学名誉教授:63 ページの意見書提出)は、我が国の最低賃金制度の歴史的沿革や諸外国との制度比較を踏まえ、最低賃金の水準と生活保護の水準とを比較する計算方法の設定が著しく不合理であることを立証する証人である

②金澤誠一証人(仏教大学教授:63 ページの意見書提出)は、最低生活費に関する実証研究の成果を踏まえて、現実の社会生活を送る上で、最低生活費として求められる水準を明らかにするとともに、最低生活費として設定した水準の収入を労働によって得るには、どの程度の金額の時給が必要であるかを立証する証人である。

③遠藤美奈証人(早稲田大学教授:21 ページの意見書提出)は、生存権の保障内容を明らかにするとともに、現在の最低賃金の水準が原告らの生存権保障の観点から問題であることを立証する証人である。

④水谷証人(神奈川労連副議長:20 ページの意見書提出)、及び、各原告(9 名)らは、低賃金での労働と生活を余儀なくされている労働者の生活の実状を明らかにし、個々の労働者の現実の生活状況を踏まえ、現在の最低賃金の水準が、原告らを含めた低賃金で働く労働者の生存権を侵害していることを立証するものである。被告は意見書において、原告本人尋問が申請されている原告らは、全員、口頭弁論期日に意見陳述を行っていることを指摘するが、意見陳述において述べた内容は弁論の全趣旨として考慮されることはあっても、証拠そのものではない。そのため、口頭弁論期日において意見陳述を行った原告について、改めて原告本人尋問を申請することは当然のことであり、原告本人尋問を行う必要性を否定する理由とはならない。



裁判後報告集会。上の中央は、小越洋之助先生



●全国からのご支援有難うございます！ 引き続き「証人採用せよ！はがき」を取り組みます！

神奈川県内はもちろん、全国の都道府県のローカルセンター、中央単産、サポーターの方々に石井裁判長宛「証人採用せよ！はがき」と、財政支援の要請をさせていただきました。多くの個人・団体・組織からご協力頂き、はがきは神奈川労連宛に累計 1714 通（これに加えて裁判所に直接郵送されたものが多数ある模様だが開示されず不明）、カンパは総額 114 万 5188 円に到達しています。本当に有難うございます。

大至急「徳岡裁判長宛」にはがきを変更し、取り組みを強めます。
(お手元にまだ「石井裁判長宛」があれば、それでもかまいません。どんどん送ってください)。
ご協力お願いします！！



横浜地裁へのはがき提出は
三回にわたって行いました。

